# 国民年金のお知らせ

# 保険料の免除制度があります

免除制度」があります 国民年金保険料の納付が困難な場合に 「保険料

れます。 的に困難な場合には、本人の申請手続きにより 所得が少ないなど、 一部納付 (一部免除)」、 、 、 り申請手続きにより「免保険料を納めることが経済 または「猶予」 さ

## ●免除 (全額免除・一部納付) 申請

の場合、 本人、 部納付額が未納の場合、 全額免除または一部納付となります。 世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下 申請することにより、 未納と同じになります。 保険料の納付が なお、

## 若年者納付猶予申請

定額以下の場合は、30歳未満の人で、本 料の納付が猶予されます。 は、申請することにより、保険本人と配偶者の前年所得が一

等を持って、付書、印鑑、 ください 免除を申請する人は、 市民課または各支所で手続きをして離職票または雇用保険受給資格者証 年金手帳 および納

所で相談してください。(確定申告をしていない人は、 税務課または各支

での所得課税証明書が必要です※今年転入した人は、前住所地の (1月1日現在)

## 保険料の納 付可能期 間が延長されます

保険料を過去10年分までさかのぼって納めること ができるようになります。 10月1日から3年間に限り、未払いの国民年金

※老齢基礎年金を受給している人は、 ませ 対象となり

加算金がかかります。 ※3年以上さかのぼって保険料を納付する際は、

## 納付は納期限までに

できないことがありますので、ご注意ください。ない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給月末日と定められています。納期限までに納め国民年金保険料の納付期限は、原則として翌

# 社会保険労務士による年金相談

相談料は無料で、 申請等の手続きもできます

三豊市役所西館

年金手帳、 者本人であることが確認で 年金証書などのほか、 きるもの 相談

## 明るい社会を築きましょう

第62回社会を明るくする運動出発式が、市役所前で行わ れました。式のあと、参加者全員で市役所周辺を広報パレー 安全・安心のまちづくりを呼びかけました。

8月8日(水)午前10時~午後3時

学生で本人の所得が一定額以下の場合は、

申請

することにより、

保険料の納付が猶予されます。

)学生納付特例申請

彫刻家の速水史朗先生を迎え、和光中学校で陶芸授業が行

われました。粘土を使った立体作品作りは生徒全員が初めてでしたが、先生が優しく丁寧に教えてくれたことで、全員が自信の作品を完成させました。

けた本人であることが確認できるものが必要。※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受

## 福祉年金が支給されます

- を持っている 身体障害者手帳・ 療育手帳・精神障害者手帳
- ·7月1日以前1年間、 市内に在住して る人
- ホーム等入所者は対象となりません)在宅で生活をしている人(障害者施設、 老人

※転出入・死亡等により支給に制限があります

## 支給額

8, 0 0 0 円 (年額)

※6歳以上の人は支給額の半額を支給します

ください。また、売買・相続・贈与等により、屋滅失届出書」を税務課または各支所へ提出、家屋の全部または一部を取り壊したときは

売買・相続・贈与等により家屋

## 申

さい。 うえ、福祉課または各支所で手続きをしてくだれた申請書と各手帳、振込先の通帳をお持ちのせん。新規に手帳を取得した人は、市から送らでに申請をした人は、再度の申請は必要ありま 福祉年金を受けるには申請が必要で 今ま

局

から通知があるので提出不要)

土地の使用状況が変わったときは?

を提出してください。(登記している場合は法務

の所有者が変更したときは「名義人変更届出書」

くださ 給は12月中旬ごろに指定の口座に振り込まれま 昨年申請していない人も、 現金でのお渡しはできませんので、 申請できます。 ご理解 支

「住宅用地変更申告書」を税務 「住宅用地変更申告書」を税務 ら住宅用地に変わったときは 用状況が住宅用地から非住宅

問い合わせ 福祉課 **23** 3

ださい

土地の税額が変わる

課または各支所へ提出してく

場合があります

## 固定資産 け出を の異 動があ つ た場合は

その旨を申告しなければなりません。取り壊しにより変わった場合は、市条型※住宅用地の用途または家屋面積が新築

市条例により

BEEN OF

増築

問い合わせ

税務課

ご協力をお願いします~情報収集と正確な現状把握のため

## 家屋を新築・増築したときは?

されます。年度から固定資産税が課税行い、評価額を算出して、翌間取りや仕上げの確認を 屋評価の日時調整の連絡を さ い。後日、脱務課から家税務課まで連絡してくだ 家屋評価に伺います 後日、 税務課から家





<sup>6</sup>27 美しい自然を残すために 「志保山の会」 (豊中町) と 「真平山登山道整備ボランテ ィア会」(三野町)の会員、志々島の皆さんが、志々島の大 楠周辺の清掃活動を行いました。また、郷土料理の茶がゆが ふるまわれ、心温まるふれあいもありました。

家屋の所有者が変わったときは?家屋を取り壊したとき、

さぬきうどんで繋がる絆 三豊市ふるさと会」と「さぬきうどんと親睦の会」 の皆さんが神宮前区民会館(東京)で親睦を深めました。約 90人が参加し、うどんを作りました。懐かしいさぬきうどんの味に、自然と会話も弾みました。